

<ぐんぎんビジネスポータル利用規定>

改定後	改定前
<u>2024 年 12 月 2 日改定</u> 第 2 章 他行口座照会サービス 第 22 条 サービスの内容 他行口座照会サービスとは、<u>マネーフォワードエックス株式会社が運営するウェブサイト等を通じて</u>、契約者の指示・同意に基づき、株式会社マネーフォワードが他の金融機関等のシステムにアクセスすることで次条に定める契約者の他の金融機関等における口座情報を取得し、本サービス上に反映、表示すること（当該口座情報を加工した情報を表示することを含みます）ができるサービスをいいます。なお、契約者は、他行口座照会サービスを利用する場合、<u>マネーフォワードエックス株式会社</u>が運営するウェブサイト等において同社が提供するサービスの登録等が別途必要になります。なお、他行口座照会サービスは、本サービスの利用を前提としたサービスであるため、本サービスの解約・終了時には利用できなくなります。本サービスの解約・終了時の他行口座照会サービスの解約手続きは、当行において<u>マネーフォワードエックス株式会社</u>に対して解約に必要な情報を提供して実施します。 第 23 条 他の金融機関等の口座情報 他行口座照会サービス上で反映する契約者の他の金融機関等における口座情報とは、<u>マネーフォワードエックス株式会社</u>が提供するサービスを通じて連携した契約者の他の金融機関等における預金残高情報、入出金明細情報等のことを指します。 第 24 条 免責事項 他行口座照会サービスに関連して契約者が被った損害に関する責任については<u>マネーフォー</u>	2023 年 7 月 24 日制定 第 2 章 他行口座照会サービス 第 22 条 サービスの内容 他行口座照会サービスとは、契約者の指示・同意に基づき、株式会社マネーフォワードが他の金融機関等のシステムにアクセスすることで次条に定める契約者の他の金融機関等における口座情報を取得し、本サービス上に反映、表示すること（当該口座情報を加工した情報を表示することを含みます）ができるサービスをいいます。なお、契約者は、他行口座照会サービスを利用する場合、株式会社マネーフォワードが運営するウェブサイト等において同社が提供するサービスの登録等が別途必要になります。なお、他行口座照会サービスは、本サービスの利用を前提としたサービスであるため、本サービスの解約・終了時には利用できなくなります。本サービスの解約・終了時の他行口座照会サービスの解約手続きは、当行において株式会社マネーフォワードに対して解約に必要な情報を提供して実施します。 第 23 条 他の金融機関等の口座情報 他行口座照会サービス上で反映する契約者の他の金融機関等における口座情報とは、株式会社マネーフォワードが提供するサービスを通じて連携した契約者の他の金融機関等における預金残高情報、入出金明細情報等のことを指します。 第 24 条 免責事項 他行口座照会サービスに関連して契約者が被った損害に関する責任については株式会社マネー

ドエックス株式会社の定めに従うものとし、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。マネーフォワードエックス株式会社が運営するウェブサイト等において行われた利用登録等については契約者とマネーフォワードエックス株式会社との間でなされるものであり、当行は一切関与せず、責任を負いません。また、当行は他行口座照会サービスを利用することにより契約者が取得する情報の正確性を保証するものではありません。

第 25 条 サービスの廃止

(略)

第 26 条 マネーフォワードエックス株式会社からの情報提供

当行は他行口座照会サービスの提供にあたり、以下に定めるとおり、マネーフォワードエックス株式会社より同社が取得した情報の提供を受けます。

(1) 利用目的

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ (略)
- ⑥ (略)
- ⑦ (略)

(2) 提供される利用者の情報の内容

契約者の口座情報

(3) 情報提供の停止方法

契約者が本条に定めるマネーフォワードエックス株式会社から当行への情報提供を停止することを希望する場合、契約者はマネーフォワードエックス株式会社が定める所定の手続きにより当該提供を停止することができます。

フォワードの定めに従うものとし、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。株式会社マネーフォワードが運営するウェブサイト等において行われた利用登録等については契約者と株式会社マネーフォワードとの間でなされるものであり、当行は一切関与せず、責任を負いません。また、当行は他行口座照会サービスを利用することにより契約者が取得する情報の正確性を保証するものではありません。

第 25 条 サービスの廃止

(略)

第 26 条 株式会社マネーフォワードからの情報提供

当行は他行口座照会サービスの提供にあたり、以下に定めるとおり、株式会社マネーフォワードより同社が取得した情報の提供を受けます。

(1) 利用目的

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ (略)
- ⑥ (略)
- ⑦ (略)

(2) 提供される利用者の情報の内容

契約者の口座情報

(3) 情報提供の停止方法

契約者が本条に定める株式会社マネーフォワードから当行への情報提供を停止することを希望する場合、契約者は株式会社マネーフォワードが定める所定の手続きにより当該提供を停止することができます。